

## 仙台市子育て情報に関するポータルサイト及びスマートフォン向けアプリケーションの構築・運用 業務委託仕様書

### 1. 目的

本市における子ども・子育てに関する情報のあり方について、本市の附属機関である「子ども・子育て会議」における議論、「仙台市すこやか子育てプラン 2020（中間案）」のパブリックコメント、「平成 30 年度子ども・子育てに関するアンケート調査」等において、用語の難解さ、ホームページのデザインの見づらさなどの様々な課題（詳細は「2. 子ども・子育てに関する情報発信における課題」参照）が浮き彫りとなっている。

本業務は、こうした課題の解決を図り、子育てしやすいまちづくりに資する取り組みの一つとして、子ども・子育てに関する情報を発信するポータルサイト及びスマートフォン向けアプリケーション（以下「子育て情報サイト等」という。）を導入することを目的とする。

### 2. 子ども・子育てに関する情報発信における課題

「3. 業務内容」に掲げる業務に取り組むにあたり、以下の課題の解決を図るために有効な手段を講じること。

#### (1) 必要な人が必要な情報を入手できていない

主な要因：用語が難解、ホームページのデザインが見づらい、情報の階層構造が複雑等による分かりにくさ。

#### (2) スマートフォンの特性を活かした機能が充実していない

主な要因：外出先での気軽に使えるスマートフォンの特性を活かした機能がない等、ユーザーのニーズとのミスマッチ。

#### (3) 接することができる情報量や頻度等が限定的

主な要因：身近な親族知人からの口コミや紙媒体からの情報入手の割合が高く、接することができる情報量や頻度等が限定的。

### 3. 業務内容

#### (1) 子育て情報サイト等で発信する情報

以下の情報を発信することとする。元となる原稿、写真等は原則として仙台市が提供する。

- (ア) 行政の子育て支援施策
- (イ) 子どもや子育てに関する相談窓口
- (ウ) 子どもや子育て家庭が利用できる施設情報
- (エ) 子どもや子育て家庭を対象として、市又は民間事業者が主催するイベント情報
- (オ) その他、子どもや子育て家庭に必要な情報

## (2) 子育て情報サイト等の構築

(1)に掲げる情報を発信するためのツールとして、子育て情報サイト等を構築すること。なお、デザイン、ユーザーインターフェイス、コンテンツの階層構造等は、受託者がプロポーザル時に提案した内容をもとに、本市と協議の上で決定する。

### (ア) ポータルサイト

#### ① 動作環境

OS : Windows7/8.1/10、MacOSX10.9以上、iOS7以上、Android5.0以上

ブラウザ : InternetExplorer11以上、  
Edge、Chrome、Safari (ポータルサイト構築時点で最新のもの)

#### ② 搭載する機能

##### i. 記事全般

- ・ システム開発時又は管理者権限により、トップページに配置するメニュー及びメニューから閲覧できる記事を追加・修正できること。
- ・ 記事のサムネイル画像又は見出し文を時系列でトップページに表示し、利用者はトップページから当該記事ページに移動できること。
- ・ 行政施策、相談先、施設情報等の時系列表示に適さない記事は常用記事としてメニューを配置し、利用者はトップページのメニューから当該記事ページに移動できること。
- ・ 管理者が各記事に設定したタグ(ラベル)の検索又はキーワード検索等により、利用者は情報の絞り込みができること。
- ・ 利用者は、記事から地図機能及びカレンダー機能を起動できること。
- ・ 利用者は、記事からのリンクにより他のwebサイトへ移動できること。
- ・ 本サイトの記事について、外部サイトにあるRSS機能の実現を目的として、データの加工・出力ができること。

##### ii. 地図機能

- ・ システム開発時又は管理者権限により登録した学校、公園、病院といった施設等の位置情報について、地図上に表示できること。
- ・ 利用者は、地図に表示された施設等から、施設概要、住所、連絡先等の情報を得られること。
- ・ 利用者は、地図に表示された施設等までの経路を確認できること。
- ・ システム開発時又は管理者権限により、施設等にタグ(ラベル)付けができることとし、利用者はタグ(ラベル)を指定することで情報の絞り込みができること。
- ・ システム開発時又は管理者権限により、施設等に付する任意のタグ(ラベル)を追加・修正できること。

##### iii. カレンダー機能

- ・ システム開発時又は管理者権限により登録したイベント等をカレンダー上に表示し、利用者はイベント情報等を確認できること。
- ・ 利用者は、イベント情報等の内容から地図機能を起動できること。

- ・ システム開発時又は管理者権限により、イベント等にタグ（ラベル）付けができることとし、利用者はタグ（ラベル）を指定することで情報の絞り込みができること。

(イ) スマートフォン向けアプリケーション

① 動作環境

Android 8.0 以降、iOS11 以降

② 搭載する機能

i. 記事全般

- ・ システム開発時又は管理者権限により、トップページに配置するメニュー及びメニューから閲覧できる記事を追加・修正できること。
- ・ 記事のサムネイル画像又は見出し文を時系列でトップページに表示し、利用者はトップページから当該記事ページに移動できること。
- ・ 行政施策、相談先、施設情報等の時系列表示に適さない記事は常用記事としてメニューを配置し、利用者はトップページのメニューから当該記事ページに移動できること。
- ・ 管理者が各記事に設定したタグ（ラベル）の検索又はキーワード検索等により、利用者は情報の絞り込みができること。
- ・ 利用者は、記事から地図機能及びカレンダー機能を起動できること。
- ・ 利用者は、記事からのリンクにより他の web サイトへ移動できること。
- ・ 管理者はプッシュ通知により記事を配信できること。

ii. 地図機能

- ・ システム開発時又は管理者権限により登録した学校、公園、病院といった施設等の位置情報について、地図上に表示できること。
- ・ 利用者は、地図に表示された施設等から、施設概要、住所、連絡先等の情報を得られること。
- ・ 利用者は、現在地から地図に表示された施設等までの経路を確認できること。
- ・ システム開発時又は管理者権限により、施設等にタグ（ラベル）付けができることとし、利用者はタグ（ラベル）を指定することで情報の絞り込みができること。
- ・ システム開発時又は管理者権限により、施設等に付する任意のタグ（ラベル）を追加・修正できること。

iii. カレンダー機能

- ・ システム開発時又は管理者権限により登録したイベント等をカレンダー上に表示し、利用者はイベント情報等を確認できること。
- ・ 利用者は、イベント情報等の内容から地図機能を起動できること。
- ・ システム開発時又は管理者権限により、イベント等にタグ（ラベル）付けができることとし、利用者はタグ（ラベル）を指定することで情報の絞り込みができること。

### (3) 運用・保守

別紙「非機能要件一覧」に定める事項のほか、以下の業務を行う。

#### (ア) 子育て情報サイト等の運用

原則として仙台市が原稿を提供し、受託者が子育て情報サイト等の更新を行うこととする。

- ・ 2回/月程度の頻度で、新着記事及びイベント情報を掲載・更新すること。
- ・ 行政制度の追加・修正等、必要に応じてコンテンツを修正すること。

#### (イ) 子育て情報サイト等の保守

- ・ 本業務にて構築した子育て情報サイト等について、運用開始後、本契約の終了までの間、保守を行うこと。なお、保守範囲は、情報セキュリティ対策の実施、障害への対応及び本市からの質問対応とする。
- ・ 各種サーバー及びネットワークに関するハードウェア、ネットワーク環境はレンタルサーバーやクラウドサービス等により提供し、委託者の庁舎にサーバー機器等を配置しないものとする。
- ・ 本業務の実施にあたり、I SMS 認証を受けたレンタルサーバーやクラウドサービス等を選定するなど、使用するサーバー、ネットワーク環境は適切なセキュリティ対策を施し、不正アクセスによる情報の流出や改ざんを未然に防ぐものとする。
- ・ 本業務におけるドメイン、サーバー等の必要なソフトウェア・ハードウェアの手配、スマートフォン向けアプリケーションの配信のための手続きは事業者が行い、これに要する経費も本業務の委託料に含まれるものとする。

#### (4) 子育て情報サイト等の認知度向上プロモーション施策の実施

受託者がプロポーザル時に提案した子育て情報サイト等立ち上げ時の認知度向上プロモーション施策の実施事項及び実施方法について、本市と協議の上、内容及び役割を調整し、実施することとする。実施は委託期間内に完了するものとし、実施に要する経費は原則として本業務の委託料に含むものとする。

#### (5) その他

- ・ 高齢の方、障害のある方を含めてホームページ利用者が快適に利用できるよう、仙台市ホームページアクセシビリティガイドラインに準拠すること。
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- ・ 受託者は透明性、公共性を確保して業務にあたること。

## 4. 運用開始

子育て情報サイト等は、令和3年3月1日までに運用を開始する。

## 5. 成果物

本業務の履行に際しては、以下に示す書類を期限までに提出すること。

<開発着手時> 契約締結から2週間後まで

① プロジェクト計画書 1部

本仕様書に基づき、プロジェクトの目的、実施体制、スケジュール等プロジェクト全体の計画。

② 機能要件確認書 1部

子育て情報サイト等に搭載する機能として受託者がプロポーザル時に提案した内容をもとに、本市と協議の上とりまとめた、本業務で実装すべき機能要件。

③ システム仕様書 1部

子育て情報サイト等について、利用者が使用するハードウェア、ソフトウェアの環境要件。

<業務完了時> 令和3年3月31日

④ 完了報告書 1部

・「機能要件確認書」に記載した機能について受託者が実施したシステムテストの内容及び結果

・各非機能要件を満たしていることを確認できる書類

・階層構造図

・子育て情報サイト等のアクセス数実績・ダウンロード数実績。

## 6. 委託期間

契約日から令和3年3月31日までとする。

## 7. 委託料の支払い

原則として、受託者から提出される成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。

## 8. 契約不適合責任

本業務の運用開始後1年間は、業務の成果物に不備があり、委託者が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に委託者の承諾を得てから着手し、修正結果等について委託者へ報告すること。

## 9. 著作権等の取扱い

(1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和45年5月6

日法律第 48 号) 第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。) その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

- (2) 受託者は、ソフトウェアの開発に当たり、適当なパッケージソフトウェア等を入手して開発母体とすることができる。この場合、開発母体の使用権については受託者がその手続を行うものとする。
- (3) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市と受託者の協議により別に定める。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者を侵害したときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。受託者は、業務委託を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を本市に提出する。

#### 10. その他留意事項

- (1) 再委託については、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合にのみ可能とする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、随時、本市と連絡調整を行う。
- (3) 成果品に文献資料を引用する場合は、著作権侵害等の問題を起こさないように、しかるべき処理をした上で、その文献、資料等の名称を明記する。
- (4) 受託者は、本事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法その他の関係法令を遵守する。
- (5) 受託者は、個人情報、企業情報等の管理に当たっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備する。
- (6) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、別途委託者と受託者が協議して決定する。
- (7) 本業務は日本語版のみの制作とする。
- (8) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。

## 非機能要件一覧

### <可用性>

#### (1) 継続性

RP0 (目標復旧地点)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、5 営業日前の時点 (週次バックアップからの復旧) までのデータ復旧を目標とすること。
RT0 (目標復旧時間)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、1 営業日以内でのシステム復旧を目標とすること。
RL0 (目標復旧レベル)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、全てのシステム機能の復旧を実施すること。
システム再開目標	大規模災害時、本システムに甚大な被害が生じた場合、1 ヶ月以内に再開することを目標とすること。
稼働率	年間のシステム稼働率は、99.5%を目標とすること。

### <性能・拡張性>

#### (1) 性能の目標値

通常業務時の情報の表示について 1 件あたり原則 5 秒以内を目標とすること。

### <運用・保守性>

#### (1) 運用時間

- ・運用時間は、原則 24 時間 365 日稼働とする。
- ・バックアップの取得間隔は、週次で取得する。

#### (2) OS のパッチ運用

- ・OS を提供するメーカーにおいて緊急性が高いと判断したセキュリティパッチについては速やかに検証を実施し、パッチのリリース後概ね 1 週間以内に適用すること。また、それ以外のパッチについては半年に 1 回程度の適用を行うこと。

#### (3) 運用環境

- ・本市にシステム運用に係る作業が発生する場合は、運用マニュアルを作成すること。

#### (4) サポート体制

- ・保守契約 (ソフトウェア) の種類  
ソフトウェア保守契約種類は、アップデートを行う権利を含めること。
- ・対応時間帯  
一次対応受付時間は、9 時 00 分～17 時 00 分 (ただし、本市の開庁日のみ) とする。
- ・定例報告会  
運用の定例報告は、月次で実施すること。

#### (5) その他の運用管理方針

- ・受託者は、本市からの運用保守時の問い合わせに対し、必ず応答し連絡が取れる体制を整えること。メールでの問い合わせは、対応時間帯における受信日を起点に翌営業日までに、返信メールを送付すること。